

茨木市青少年健全育成キャラクター「ほっとけん！」着ぐるみ貸出事業 実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、茨木市青少年健全育成キャラクター「ほっとけん！」の着ぐるみ(以下「着ぐるみ」という。)を貸し出すこと(第2において「貸出事業」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(貸出事業目的)

第2 着ぐるみを貸し出すことにより、当該団体等が企画し、又は実施する各種イベント等において着ぐるみが媒体として活用され、もって青少年の健全育成を図ることを目的とする。

(貸出しの条件)

第3 着ぐるみの貸出しは、次の各号のいずれにも該当する行事とする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 青少年の健全育成を図ることのできる行事
- (2) 地域住民が参加する行事であって、地域での人間関係を構築することを目的とする行事
- (3) 次に掲げる団体が開催する行事、又はこれらに準ずる青少年の健全育成のための活動を行う団体で教育委員会が適当と認めるもの
 - ア 小学校区こども会育成連絡協議会
 - イ 小学校区青少年健全育成運動協議会
 - ウ 小学校区青少年会育成会
 - エ 中学校区青少年健全育成運動協議会
 - オ 中学校区青少年指導員会
 - カ 茨木市こども会育成連絡協議会
 - キ 茨木市青少年指導員連絡協議会
 - ク 小学校区放課後子ども教室実行委員会

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する行事には、着ぐるみの貸出しはできないものとする。

- (1) 当該行事の内容、開催場所等から、次の各号のいずれかに該当すると認められる行事
 - ア 市の信用又は品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
 - イ 茨木市青少年健全育成キャラクター「ほっとけん！」のイメージを損なうおそれのあるとき。

ウ 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。

エ 特定の個人、法人、政党、宗教団体等を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。

(2) 飲食を主たる目的とする行事

(3) 貸出しに係る受入れ態勢が整わない行事

(4) その他教育委員会が着ぐるみの貸出しにふさわしくないと認める行事
(貸出しの申請)

第4 着ぐるみの貸出しを希望する者（以下「申請者」という。）は、原則として貸出し日の3日前までに、茨木市青少年健全育成キャラクター「ほっとけん！」着ぐるみ貸出承認申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

(1) 行事計画書（行事概要及び会場レイアウトが分かるもの）

(2) 申請者の概要が分かる書類（会則等）

(3) その他参考になるもの

2 前項の規定による申請の受付は、月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く。）の午前8時45分から午後5時15分までの間に教育総務部社会教育振興課において行うものとする。

（貸出しの承認）

第5 教育委員会は第4の規定による申請があったときは、その内容を審査し、着ぐるみの貸出しを承認するときは茨木市青少年健全育成キャラクター「ほっとけん！」着ぐるみ貸出承認通知書（様式第2号）により、承認しないときは茨木市青少年健全育成キャラクター「ほっとけん！」着ぐるみ貸出不承認通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（貸出承認の取消し）

第6 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、着ぐるみの貸出しの承認を取り消すことができる。

(1) 申請者がこの要綱に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により、貸出しの承認を受けたとき。

(3) その他やむを得ない事情があると教育委員会が認めるとき。

（貸出しの中止）

第7 次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会は、着ぐるみの貸出しを中止することができる。この場合において、教育委員会は書面によらず当該貸出しの中止を通知することができる。

(1) 荒天、雨天等により、着ぐるみの濡れ、浸水、汚損等のおそれが生じたとき。

(2) 会場の受入体制が整わないことが判明したとき。

(3) その他やむを得ない事情があると教育委員会が認めるとき。

(貸出し費用)

第8 着ぐるみの貸出しに係る費用は、無料とする。

(貸出期間)

第9 着ぐるみの貸出期間は、当該着ぐるみを貸し出した日の翌日から起算して3日間とする。

(返却)

第10 貸出しの承認を受けた者（第11において「使用者」という。）は、返却時に着ぐるみに破損、汚損等がないか十分確認しなければならない。

2 着ぐるみの返却の受付については、第4第2項の規定を準用する。

(原状回復)

第11 使用者は、着ぐるみを破損又は汚損した場合は、使用者の責任及び負担により、補修、クリーニングその他必要な処置を行い、原状に回復しなければならない。

2 教育委員会は、着ぐるみが原状への回復が困難な状態まで損傷しているときは、使用者に対し実費を請求することができる。

(免責)

第12 教育委員会の故意又は過失によらず、着ぐるみの貸出しに起因する問題が生じたときは、教育委員会は、一切の責を負わない。

2 第6の規定による貸出しの承認の取消し及び第7の規定による貸出しの中止によって生じた申請者、行事主催者等の損害等について、教育委員会は、一切の責を負わない。

(その他)

第13 この要綱に定めるもののほか、着ぐるみの貸出しについて必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市青少年健全育成キャラクター「ほっとけん！」着ぐるみ出動要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

この要綱は、令和元年11月18日から実施する。

様式第1号（第4関係）

年 月 日

（あて先）茨木市教育委員会

所在地

団体名

代表者名

茨木市青少年健全育成キャラクター「ほっとけん！」
着ぐるみ貸出承認申請書

茨木市青少年健全育成キャラクター「ほっとけん！」着ぐるみの貸出しについて、
次のとおり申請します。

1 行事名称	
2 行事の目的・概要	
3 行事の対象者人数	子ども 名・大人 名
4 使用日時	年 月 日 午 時 分から 午 時 分まで
5 使用場所・施設名等	
6 貸出希望期間	年 月 日 午 時 分から 年 月 日 午 時 分まで
7 担当者	所属 氏名 電話番号 — —
8 添付書類	(1) 行事計画書（行事概要及び会場レイアウトが分かるもの） (2) 申請者の概要が分かる書類（会則等） (3) その他参考となるもの
9 備考	

様式第2号（第5関係）

茨 第 号
年 月 日

所在地
団体名
代表者名 様

茨木市青少年健全育成キャラクター「ほっとけん！」
着ぐるみ貸出承認通知書

年 月 日付けで申請のありました茨木市青少年健全育成キャラクター
「ほっとけん！」着ぐるみの貸出しについて、次の条件を付けて承認しましたので通
知します。

条 件

年 月 日

茨木市教育委員会

印

様式第3号（第5関係）

茨 第 号
年 月 日

所在地
団体名
代表者名 様

茨木市青少年健全育成キャラクター「ほっとけん！」
着ぐるみ貸出不承認通知書

年 月 日付けで申請のありました茨木市青少年健全育成キャラクター
「ほっとけん！」着ぐるみの貸出しについては、次の理由により不承認としましたの
で通知します。

理 由

年 月 日

茨木市教育委員会

